

3. 貴薬局の取り扱い処方せん枚数についてお伺いします。

(1) 平成 21 年 7 月 21 日(火)~27 日(月)の取り扱い処方せん枚数について、( )内に枚数をご記入ください。	
① すべての取り扱い処方せん ※③と④の合計数になります。ご確認ください。	( ) 枚
② ①のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	( ) 枚
③ ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がない処方せん	( ) 枚
④ ③のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん (初めての变更に限らず、以前に一度変更し、今回も同様に変更した場合も含む)	( ) 枚
⑤ ④のうち、後発医薬品情報提供料を算定した処方せん	( ) 枚
⑥ ④のうち、後発医薬品分割調剤加算を算定した処方せん	( ) 枚
⑦ ③のうち、今回は、先発医薬品を後発医薬品に変更しなかったが、以前に一度、先発医薬品から後発医薬品に変更し、これを受けて処方医が、当該後発医薬品の銘柄処方方に切り替えた処方せん	( ) 枚
⑧ ③のうち、1品目でも後発医薬品を他の後発医薬品に変更した処方せん	( ) 枚
⑨ ③のうち、処方せんに記載されたすべての先発医薬品について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更できなかった処方せん	( ) 枚
⑩ ③のうち、後発医薬品のみが記載された処方せん(上記⑦に該当するものを除く。)	( ) 枚
⑪ ③のうち、「後発医薬品についての説明」※1(P.4 参照)を行ったにもかかわらず、患者が希望しなかったために、すべて後発医薬品に変更できなかった処方せん(過去に説明した際に、患者が希望しない意思を明確にしており、今回も後発医薬品への変更をしなかった場合を含む)	( ) 枚
③のうち、以下の理由により、後発医薬品に変更できなかった先発医薬品が1品目でもある処方せん	
⑫ 先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品がなかったため	( ) 枚
⑬ ⑫のうち、薬価収載されていなかったため	( ) 枚
⑭ ⑫のうち、在庫として備蓄していなかったため	( ) 枚
⑮ 先発医薬品の剤形(ただし、OD錠除く)に対応した後発医薬品がなかったため	( ) 枚
⑯ ⑮のうち、薬価収載されていなかったため	( ) 枚
⑰ ⑮のうち、在庫として備蓄していなかったため	( ) 枚
⑱ 先発医薬品の剤形がOD錠であり、それに対応した後発医薬品がなかったため	( ) 枚
⑲ ⑱のうち、薬価収載されていなかったため	( ) 枚
⑳ ⑱のうち、在庫として備蓄していなかったため	( ) 枚
㉑ ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がある処方せん	( ) 枚
㉒ ㉑のうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん	( ) 枚
㉓ ①のうち、処方せん内容の一部について変更不可としている処方せん	( ) 枚
㉔ ㉓のうち、一部先発医薬品について変更不可としている処方せん	( ) 枚
㉕ ㉓のうち、一部後発医薬品について変更不可としている処方せん	( ) 枚
(2) 平成 21 年 7 月 1 か月間に調剤したすべての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の割合	( ) %

注③+④=①となります。ご確認ください。

注) 規格単位ベースの数量：例えば錠剤の場合、単純に1か月間に調剤した全錠数を数えて計算することを意味します。